

永田浜ウミガメ観察ルールガイド 2012 の修正意見について

(1) 永田浜ウミガメ観察ルールガイド 2012 の修正意見の照会

平成 23 年度第 1 回永田浜ウミガメ保全協議会における、永田浜ウミガメ観察ルールガイドに関する議論を踏まえて修正案を作成し、下記の期間、関係機関に意見照会を実施した。

【意見照会の期間】 2 月 27 日（月）～ 3 月 2 日（木）

(2) 意見一覧

各機関より提出された意見は以下の通り。第 1 回協議会の議論と同様に、永田浜ウミガメ観察ルールに法的拘束力がないことを踏まえた文言修正の意見が多く見られた。

番号に下線を入れたもの以外は、意見の通り修正する。

【(社)屋久島観光協会】

- ① p. 5 現行 : ウミガメ観察を行ってください
修正案 : ウミガメ観察（産卵の観察）を行ってください
- ② p. 5 現行 : ウミガメ観察を行ってください
修正案 : ウミガメ観察（子ガメの放流）を行ってください
- ③ p. 5 最下部に「※ 8 / 1 以降は産卵の観察会は行っておりません」を追加
- ④ p. 7 現行 : 受付時間
修正案 : 集合時間
- ⑤ p. 6 現行 : 受付時間
修正案 : 予約受付時間
- ⑥ p. 8 現行 : ご自身で子ガメを探し回られると
修正案 : 無秩序に浜で子ガメを探し回ると
- ⑦ p. 8 昼と夜の開館時間が記載してあり、わかりにくい。夜間臨時開館について、周知するのであれば、通常の開館時間はいらぬのではないか。
- ⑧ p. 18 【メモ】 ページについて提案。
永田浜ウミガメ保全協議会でスタンプを作成して、ウミガメ観察会及び夜間臨時開館参加者に記念に押しってもらうのはどうか。

【NPO 法人屋久島うみがめ館】

- ⑨ p. 5 現行 : 永田浜ウミガメ観察ルール

修正案：永田浜でウミガメを観察する方へのお願い

- ⑩ p. 5 現行：立入りはお控えください
修正案：立入りはご遠慮願います
- ⑪ p. 5 現行：観察会等に参加し
修正案：できる限り観察会等に参加し
- ⑫ p. 5 現行：スタッフ
修正案：監視員
- ⑬ p. 5 現行：立入りはお控えください
修正案：立入りはご遠慮願います
- ⑭ p. 5 現行：ウミガメ観察会（p. 7 参照）に参加し
修正案：ウミガメ観察会（p. 7 参照）にできるかぎり参加し
- ⑮ p. 5 現行：ウミガメ観察を行ってください
修正案：ウミガメ観察をお願いします
- ⑯ p. 6 現行：終日適用されるルール
修正案：その他のお願い
- ⑰ p. 7 現行：ウミガメ観察会に参加してください
修正案：ウミガメ観察会への参加をお願いします
- ⑱ p. 7 現行：協力金
修正案：参加料
- ⑲ p. 7 現行：観察会にご参加ください
修正案：観察会にご参加願います
- ⑳ p. 8 現行：◎夜間臨時開館に参加してください
修正案：屋久島うみがめ館が夜間臨時開館を行っています。ご希望の方は、屋久島うみがめ館にお問い合わせください。
- ㉑ p. 8 現行：子ガメが保護されている場合のみ、放流の様子を見学できます
修正案：子ガメの放流を見学できる時もあります

【鹿児島県自然保護課】

- ㉒ p. 6 「終日適用されるルール」「焚き火をしない」の中で「地中の卵や子ガメが焼け死んでしまったり・・・」とあります。文献等では、産卵時に掘る深さは50cm～60cm程度となっていますが、この深さでも焚き火の影響はあるのでしょうか。
- ㉓ p. 15 「調査報告」において、近年の帰海率が35～50%程度とありますが標準的な帰海率もしくは屋久島うみがめ館の今までの調査結果の平均値などを記載し

た方が比較になるのではないでしょうか。

【永田ウミガメ連絡協議会】

- ⑭ p. 6 現行 : 協力金 : 大人 700 円
修正案 : 協力金 : 大人 800 円

(3) 第 2 回会議で確認が必要な意見

各機関に提出して頂いた意見で、第 2 回会議において具体的な修正内容の確認が必要なものを 9 項目 (⑦、⑨、⑫、⑮、⑯、⑱、㉒、㉓、㉔) 挙げる。それぞれについての対応案とその理由を以下にまとめる。

なお、ルールガイドの印刷スケジュール (資料 1-3) の関係から、本会議で内容を確定する必要があるため、今後の意見募集は実施しない。

○ 修正意見⑦について

対応案 : 下記の修正を行う。

理由 : 屋久島うみがめ館への問い合わせ時間がわかるように通常の開館時間の記載も必要と考えるため。

p. 8 現行 : 開館時間 : 20 : 00 ~ 21 : 30

修正案 : 開館時間 (夜間) : 20 : 00 ~ 21 : 30

p. 8 現行 : 開館時間 : 9 : 00 ~ 17 : 00

修正案 : 開館時間 (日中) : 9 : 00 ~ 17 : 00 (定休日 : 火曜日)

○ 修正意見⑨、⑯について

対応案 : 現行のままとする。

理由 : 永田浜ウミガメ観察ルールは、地域の自主的なルールの固有名称であり、ルールという文字を「お願い」に変更する必要はないと考えられるため。

○ 修正意見⑫について

対応案 : 現行のままとする。

理由 : 監視員よりスタッフの方がわかりやすいと考えられるため。

○ 修正意見⑮について

対応案 : 現行のままとする。

理由 : 「ウミガメ観察をお願いします」という文章は意味がわかりにくいため。

○ 修正意見⑱について

対応案 : 現行のままとする。

理由 : ウミガメ観察会の協力金は、ウミガメの保護を目的とした永田浜の清掃活動や観察会の運営経費、駐車場用地の借り上げ経費等に充てられるものであり、参加料として強制的に徴収できるものではないため。

○ 修正意見②について

対応案：地中の子ガメや卵に与える焚き火の影響について、情報があれば提供していただきたい。必要に応じて、来年度以降のルール変更の際に、表現を検討する。

○ 修正意見③について

対応案：屋久島うみがめ館に比較となるデータがあれば、情報を提供していただき、掲載を検討する。

○ 修正意見④について

対応案：永田ウミガメ連絡協議会から修正の理由を協議会の構成機関及び団体に説明していただき、ルールガイドへの反映の可否について、検討する。

(4) その他事務局で行った修正

修正案の意見照会後に、事務局で行った修正は以下の通りである。

- p. 4 現行：このルールには法的拘束力はありませんが、ウミガメ保護のため、ご理解とご協力をお願いします。
修正案：ウミガメのシーズン中、夜の永田浜への無秩序な立入りはご遠慮願います。
- p. 4 現行：ウミガメのシーズン中、夜の永田浜への自由な立入りは制限されます！
修正案：このルールには法的拘束力はありません。ウミガメ保護のため、ご理解とご協力をお願いします！
- p. 5 現行：※浜でのキャンプは、法律（自然公園法）によって禁止されています。
修正案：※永田浜でテントを張る行為は、自然公園法によって禁止されています。
- p. 6 現行：終日適用されるルール
修正案：全日適用されるルール
- p. 7 「③観察会等」を削除
- 裏表紙 現行：発行日/平成22年3月
修正案：発行日/平成24年3月